

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成26年 2月 7日

大分県知事
広瀬 勝貞 殿



提出者

住 所 大分県豊後高田市新地1176番地1
氏 名 医療法人 新生会 高田中央病院
理事長 瀧上 茂

電話番号 0978-22-3745

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	医療法人 新生会 高田中央病院
事業場の所在地	大分県豊後高田市新地1176番地1
計画期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	117床
③従業員数	264人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内で発生後、職員が回収し廃棄物倉庫に運搬。 廃棄物倉庫より収集運搬委託業者が回収し処分場に運搬。 処分委託業者が処分場で焼却。

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物 管理責任者：理事長

産業廃棄物 管理責任者：事務部長

産業廃棄物管理票 交付担当者：施設担当

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（平成24年度）実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
排出量	52.224t
①現状 (これまでに実施した取組) 院内感染対策委員会が廃棄物の処理を見直し、職員へ周知徹底。	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
排出量	49t
②計画 (今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の削減について検討し、取組む。	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物につき、分別できるものはなし。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（平成24年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
(これまでに実施した取組)		 —	
		【目標】	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
(今後実施する予定の取組)		 —	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（平成24年度）実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
②計画	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
	(これまでに実施した取組)	 —	
		【目標】	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
	(今後実施する予定の取組)	 —	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（平成24年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—t	—t	—t
(これまでに実施した取組)			—	—
			—	—
		【目標】		
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—t	—t	—t
(今後実施する予定の取組)			—	—
			—	—

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（平成24年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—	—
	全処理委託量	52.224t	—	—
(これまでに実施した取組)			—	—
<ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物は、定期的に委託業者が収集・運搬・処分を行う。適正な処理が行われるように、マニフェストによる確認を行う。 ・特別管理産業廃棄物処理過程確認の為、最終処分地の確認を行う。 			—	—
			—	—

【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類
	感染性廃棄物
②計画	全処理委託量 49t
	優良認定処理業者への 処理委託量 49t
	再生利用業者への 処理委託量
	認定熱回収業者への 処理委託量
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
	(今後実施する予定の取組) 現状を維持する。
※事務処理欄	